

## 臨海部国際戦略本部寄附受納に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、臨海部国際戦略本部が所掌する事務に対して、個人又は企業その他の団体から寄せられる寄附受納について、必要な事項を定める。

(申込)

第2条 寄附をしようとする者（企業その他の団体を含む。）は、寄附申込書（様式1）を提出する。ただし、個人からの寄附金の場合は、川崎市ふるさと納税に関する事務取扱要綱（平成20年12月5日20川財庶第409号）第4条第2項に規定する「川崎市ふるさと納税申出書」を提出する。

(受納の決定)

第3条 受納の決定は、川崎市事務決裁規程（昭和41年4月25日訓令第8号）の定めるところによる。

(受納書)

第4条 寄附を受納した場合は、寄附受納書（様式2）を発行する。

(寄附者への謝意)

第5条 寄附者（企業その他の団体を含む。）への謝意については、市長名の礼状（様式3）をもって行う。

2 次に掲げる場合においては、感謝状（様式4）を贈呈することができる。

(1) 1回に金額が100,000円以上又は物品の価格が100,000円以上の寄附のとき。

(2) 数次にわたる寄附の合計額が100,000円以上又は物品の合計価格が100,000円以上の寄附のとき。

(3) その他特に必要と認めるとき。

3 礼状及び感謝状は、その都度贈呈する。なお、感謝状は、必要に応じ市長

から贈呈するものとする。

(報告)

第6条 受納後の処理経過、結果等について、寄附報告書(様式5)を臨海部国際戦略本部長に提出する。

(事務)

第7条 受納にかかわる事務は、寄附の申し込みのあった事務を所掌する部等が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、受納に関し必要な事項は、臨海部国際戦略本部長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

この改正要綱は、令和元年5月1日より施行する。

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

(あて先) 川崎市長

寄 附 者 住 所

団体名

氏 名

(代表者)

寄 附 申 込 書

次のとおり寄附したいので申し込みます。

- 1 寄附の種類
- 2 金額・数量
- 3 使途等

(様式2)

川臨 第 号  
年 月 日

様

川 崎 市 長 名

寄 附 受 納 書

年 月 日付けで申し込みのございました寄附につきまして、  
次のとおり受納いたしました。

- 1 寄附の種類
- 2 金額・数量
- 3 受納日
- 4 使途等

( 担当 )  
電 話

(様式3)

年 月 日

様

川 崎 市 長 名

御 寄 附 の お 礼

\_\_\_\_の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。平素は本市行政に対し、御理解と御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、この度は\_\_\_\_事業のために御寄附を賜り、誠にありがとうございます。本市といたしましては、引き続き\_\_\_\_事業の一層の推進に努めてまいりますので、今後とも川崎市政へ御助力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

略儀ながら、書中をもちましてお礼申し上げます。

( 担当 )  
電 話

# 感謝状

様

寄附者は本市寄附使途等の向上に  
深い関心を寄せられ本市行政の進  
展に寄与されましたのでその功績  
を賛え深く感謝の意を表します

年 月 日

川崎市長

(様式5)

年 月 日

臨海部国際戦略本部長 様

課長

寄 附 受 納 報 告 書

次のとおり、寄附を受納いたしましたので報告いたします。

寄附概要、処理経過及び結果等			
1	寄 附 者	住 所	
		団 体 名	
		氏 名	
2	寄 附 概 要	寄附の種類	
		金額・数量	
		使 途 等	
3	申 込 日		年 月 日
4	受 納 日		年 月 日
5	感謝状贈呈	<input type="checkbox"/> 有	・ <input type="checkbox"/> 無
6	現金受納状況	(1) 調定年月日	年 月 日
		(2) 収入年月日	年 月 日
7	そ の 他		

( 担当 )  
電話